

件名	病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例	医療センター事務局 医事管理室
----	---	--------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

これまで地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定のうち財務規定等のみを適用していました本市の病院事業につきましては、平成28年4月1日から地方公営企業法の規定の全部を適用することとしています。これに伴い、改正が必要となる関係条例について、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

第1条関係

亀山市情報公開条例の一部改正

公文書を公開する責務を有する「実施機関」に病院事業管理者を加えることとします。 <第2条関係>

第2条関係

亀山市個人情報保護条例の一部改正

適切な個人情報の取扱いを確保し、市の施策を通じて個人情報の保護に努める責務を有する「実施機関」に病院事業管理者を加えることとします。

<第2条関係>

第3条関係

亀山市防災会議条例の一部改正

防災会議の委員に病院事業管理者を加えることとします。 <第3条関係>

第4条関係

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

第7条の「亀山市職員の旅費に関する条例の一部改正」において、病院事業管理者を設置することに伴い、その病院事業管理者の旅費の支給基準を追加することから、これを引用する条項を整理します。 <第6条関係>

第5条関係

亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

第7条の「亀山市職員の旅費に関する条例の一部改正」において、病院事

業管理者を設置することに伴い、その病院事業管理者の旅費の支給基準を追加することから、これを引用する規定を整理します。 <別表関係>

第6条関係

亀山市職員給与条例の一部改正

病院事業企業職員の給与の種類及び基準については、別に条例で定めることから、次のとおり改正することとします。

(1) 病院に勤務する医療職に関する給料表を削り、これに関係する条項を整理します。 <第4条、第6条、第8条、附則第11項及び別表関係>

(2) 病院に勤務する医療職に関する手当の規定を整理します。

<第26条、第41条、第44条、第49条及び第50条関係>

第7条関係

亀山市職員の旅費に関する条例の一部改正

地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い設置される病院事業管理者の旅費の支給基準については、市長、副市長及び教育長と同じ支給基準で定めることとします。また、亀山市立医療センターの院長の旅費の支給基準については、病院事業管理者が定めることから、本条例の規定から削除することとします。 <第2条及び別表関係>

第8条関係

亀山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

病院事業企業職員の給与の種類及び基準については、別に条例で定めることから、本条例については、企業職員のうち水道事業企業職員及び工業用水道事業企業職員の職員のみ適用されるものであることを明確にすることとします。 <題名、第1条及び第2条関係>

第9条関係

亀山市立医療センター使用料及び手数料条例の一部改正

使用料及び手数料に関する権限については、市長から病院事業管理者に委譲されることから、市長を病院事業管理者に改めることとします。

<第3条から第5条まで及び別表関係>

第 10 条関係

亀山市消防団条例の一部改正

第 7 条の「亀山市職員の旅費に関する条例の一部改正」において、亀山市立医療センターの院長の旅費の支給基準の規定を削除することから、これを引用する条項を整理します。 < 第 14 条関係 >

第 11 条関係

亀山市まちづくり基本条例の一部改正

市民の参加及び協働によるまちづくりを進めるよう努めなければならないなどの責務を有する「執行機関」に病院事業管理者を加えることとします。

< 第 2 条関係 >

第 12 条関係

亀山市の私債権の管理に関する条例の一部改正

病院事業管理者は、病院事業における債権の管理について責務を有することから、本条例の規定により債権の管理を行うものとして病院事業管理者を加えることとします。なお、病院事業管理者が放棄した債権については、市長が議会に報告することとします。 < 第 4 条から第 8 条まで関係 >

3 その他

- (1) 施行日は、平成 28 年 4 月 1 日とします。
- (2) 第 3 条の「亀山市防災会議条例の一部改正」について、この改正に伴い新たに委員となる者の任期は、平成 29 年 3 月 31 日までとする経過措置を定めます。

病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 22 日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第 39 号

病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例

(亀山市情報公開条例の一部改正)

第 1 条 亀山市情報公開条例 (平成 17 年亀山市条例第 19 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「固定資産評価審査委員会」の次に「、病院事業管理者」を加える。

(亀山市個人情報保護条例の一部改正)

第 2 条 亀山市個人情報保護条例 (平成 17 年亀山市条例第 20 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「固定資産評価審査委員会」の次に「、病院事業管理者」を加える。

(亀山市防災会議条例の一部改正)

第 3 条 亀山市防災会議条例 (平成 17 年亀山市条例第 21 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中第 9 号を第 10 号とし、第 6 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 病院事業管理者

(亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 4 条 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (平成 17 年亀山市条例第 37 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「及び教育長」を「、教育長及び病院事業管理

者」に改める。

(亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 5 条 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例 (平成 1 7 年 亀山市条例第 3 8 号) の一部を次のように改正する。

別表旅費の額の欄中「及び教育長」を「、教育長及び病院事業管理者」に改め、「及び医療センター院長」を削る。

(亀山市職員給与条例の一部改正)

第 6 条 亀山市職員給与条例 (平成 1 7 年 亀山市条例第 4 3 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

給料表は、別表のとおりとする。

第 6 条第 2 項中「行政職給料表 (一) の適用を受ける職員でその」を「給料表における」に改め、「もの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める」を削る。

第 8 条第 1 項中「その者に適用される」を削る。

第 2 6 条第 3 項を削る。

第 4 1 条第 1 項中「入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務にあっては 3 万円、」を削り、「 7 , 2 0 0 円」を「、 7 , 2 0 0 円」に改める。

第 4 4 条第 5 項中「第 4 条第 1 項第 1 号に規定する行政職給料表 (一) の適用を受ける職員でその」を「給料表における」に、「もの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」を「職員」に改める。

第 4 9 条第 4 号及び第 5 号を削る。

第 5 0 条第 1 項第 4 号及び第 5 号を削り、同条第 2 項中「前項第 1 号から第 4 号までの」を「前項各号に掲げる」に改め、「、前項第 5 号の特殊勤務手当は、その月分をその月の給料の支給日

に」を削る。

附則第 1 1 項中「次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その」を「給料表における」に、「次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者」を「6 級以上である職員（再任用職員を除く。）」に改め、同項の表を削る。

別表第 2 から別表第 4 までを削り、別表第 1 備考中「他の給料表の適用を受けないすべて」を「第 1 1 条に規定する職員以外」に改め、ただし書を削り、同表を別表とする。

（亀山市職員の旅費に関する条例の一部改正）

第 7 条 亀山市職員の旅費に関する条例（平成 1 7 年亀山市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「及び教育長」を「、教育長及び病院事業管理者」に改める。

別表中 「市長、副市長及び教育長」 を 「市長、副市長、教育長及び病院事業管理者」 に、 「消防長及び医療センター院長」 を 「消防長」 に改める。

（亀山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第 8 条 亀山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 1 7 年亀山市条例第 1 3 7 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のとおり改める。

亀山市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する

条例

第 1 条中「企業職員」を「水道事業企業職員及び工業用水道事業企業職員（以下「水道事業等企業職員」という。）」に改める。

第 2 条中「企業職員」を「水道事業等企業職員」に改める。

（亀山市立医療センター使用料及び手数料条例の一部改正）

第 9 条 亀山市立医療センター使用料及び手数料条例（平成 17 年亀山市条例第 142 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「市長」を「病院事業管理者（以下「管理者」という。）」に改め、同条第 3 項中「市長」を「管理者」に改める。

第 4 条及び第 5 条中「市長」を「管理者」に改める。

別表の 1 特別な設備及び器具の使用に係るものの項中「市長」を「管理者」に改める。

（亀山市消防団条例の一部改正）

第 10 条 亀山市消防団条例（平成 17 年亀山市条例第 148 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 3 項中「及び医療センター院長」を削る。

（亀山市まちづくり基本条例の一部改正）

第 11 条 亀山市まちづくり基本条例（平成 22 年亀山市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「固定資産評価審査委員会」の次に「、病院事業管理者」を加える。

（亀山市の私債権の管理に関する条例の一部改正）

第 12 条 亀山市の私債権の管理に関する条例（平成 24 年亀山市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「市長」を「市長等」に改め、同条中「市長」の次に「及び病院事業管理者（以下「市長等」という。）」を加える。

第 5 条から第 7 条までの規定及び第 8 条第 1 項中「市長」を「市長等」に改める。

第 8 条 第 2 項「市長は、」の次に「市長等が」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(亀山市防災会議条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、この条例による改正後の亀山市防災会議条例第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 2 9 年 3 月 3 1 日までとする。